

令和5年度における定期報告の実施状況

国土交通省住宅局参事官(建築企画担当) 付

建築基準法第12条に基づく特定建築物、建築設備、昇降機等及び防火設備の令和5年度における定期報告の実施状況について紹介する。

1. 特定建築物の定期調査

令和5年度における特定建築物の定期調査指定件数は、301,240件となっている。前年度は、295,448件であったので、5,792件の増加となった。このうち、令和5年度中に定期調査報告が必要なものは103,414件で、報告されたものが78,492件となり報告率は75.9%であった。

表－1 特定建築物の指定件数等

	指定対象 件数	要報告件数 (A)	報告件数 (B)	報告率 (B/A)
劇場、映画館等	867	520	412	79.2%
公会堂、集会場等	11,022	6,264	5,458	87.1%
病院、診療所等	47,808	18,332	15,508	84.6%
旅館、ホテル	26,062	8,054	4,654	57.8%
共同住宅等	133,116	33,273	25,308	76.1%
学校、体育館	14,111	4,041	3,624	89.7%
博物館、美術館等	2,457	835	645	77.2%
百貨店、マーケット等	42,672	21,930	14,428	65.8%
事務所等	14,451	8,370	7,460	89.1%
その他	8,674	1,795	995	55.4%
合 計	301,240	103,414	78,492	75.9%

2. 建築設備の定期検査

令和5年度における建築設備の定期検査指定件数は、333,731件となっている。前年度は、334,636件であったので、905件の減少となった。このうち、令和5年度中に定期検査報告が必要なものは324,075件で、報告されたものが256,840件となり報告率は79.3%であった。

表－2 建築設備の指定件数等

	指定対象 件数	要報告件数 (A)	報告件数 (B)	報告率 (B/A)
換気設備	96,572	93,361	73,987	79.2%
排煙設備	31,012	28,257	21,366	75.6%
非常用の照明装置	160,014	157,415	126,153	80.1%
給水設備及び排水設備	46,133	45,042	35,334	78.4%
合 計	333,731	324,075	256,840	79.3%

3. 昇降機等の定期検査

令和5年度における昇降機等の定期検査指定件数は、946,474件となっている。前年度は、920,097件であったので、26,377件の増加となった。このうち、令和5年度中に定期検査報告が必要なものは921,152件で、報告されたものが874,242件となり報告率は94.9%であった。

表－3 昇降機等の指定件数等

	指定対象 件数	要報告件数 (A)	報告件数 (B)	報告率 (B/A)
エレベーター	815,665	796,955	760,734	95.5%
エスカレーター	69,973	67,532	64,473	95.5%
小荷物専用昇降機	58,694	54,659	47,198	86.3%
遊戯施設	1,588	1,538	1,432	93.1%
その他	554	468	405	86.5%
合 計	946,474	921,152	874,242	94.9%

4. 防火設備の定期検査

令和5年度における防火設備の定期検査指定件数は、137,541件となっている。前年度は、138,152件であったので、611件の減少となった。このうち、令和5年度中に定期検査報告が必要なものは131,951件で、報告されたものが96,320件となり報告率は73.0%であった。

表－4 防火設備の指定件数等

	指定対象 件数	要報告件数 (A)	報告件数 (B)	報告率 (B/A)
防火設備	137,541	131,951	96,320	73.0%